

特定非営利活動法人 Explat

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Explat という。
また、英文名は Explat といい、略称を Explat とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区亀戸七丁目4番5号 小林ビル有限会社ネビュラエクストラサポート内に置く。
2 この法人は、理事会の議決によって従たる事務所を必要の地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は舞台芸術制作者を中心とした芸術に関わる専門人材が、自らの仕事に誇りを持ち、心身ともに健康で、生涯の仕事として続けられる労働環境の実現に寄与することを目的とし、専門人材への研修機会の提供、労働環境の整備のための活動・事業を行う。これらの活動を通じ、芸術を社会とつなぐ専門人材の社会的認知度とその役割の重要性を広く普及啓発することで、芸術活動全体の活性化を図り、文化芸術の進展と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利法人活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) キャリア形成支援事業
- (2) 求職及び求人情報提供およびマッチング事業
- (3) 若年者就業支援・インターンシッププログラム促進事業
- (4) 能力開発事業
- (5) 労働環境の調査研究及び政策提言
- (6) 雇用環境整備・労働環境改善に関する事業
- (7) 舞台芸術の作品創造やその関連プログラムの運営事業

(8) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う

(1) ホームページ等への広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有するもの

(2) 準会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有しないもの

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有しないもの

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由がない限り入会を承諾するものとする。

3 理事長は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 会員の入会条件についての定めはない。

(入会金及び会費)

第8条

(1) 会員は、会費を毎年納入しなければならない。

(2) 会員は、入会金を入会初年度に納入しなければならない。

(3) 年会費、入会金の額は、理事会で定める。

(4) 会員資格の有効期間は、当法人の事業年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）の期間とする。

(退会および会員資格の喪失)

第9条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決を経てその資格を喪失し、退会したものと見なすことができる。

(1) 死亡又は失踪宣告を受けたとき、団体にあつては解散したとき

(2) 正当な理由なく所定の期日中に会費を納入しないとき

(3) 破産宣告を受けたとき

(4) 除名されたとき

(除名)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別および定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。

(選任等)

第12条 理事および監事は、正会員のなかから理事会の議決によって選任する。

- 2 理事長、及び副理事長は理事会において互選する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20号各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることが出来ない
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会または理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は所定の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第11条第1項に定める最小の

役員数を欠く場合には、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(報酬)

第17条 役員は、理事総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 報酬の額は、理事会の議決を経て定める。
- 3 役員には費用を弁償することができる。

第4章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) その他理事会が必要と認める重要な事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第13条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長の指名する理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 委員会等

(委員会等)

第36条 この法人は、業務企画推進のために、運営委員会および専門部会等（以下「委員会等」という）の委員会を置くことができる。

- 2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 事務局

(設置および職員の任免)

第37条 この法人に事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長および必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

(組織および運営)

第38条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第7章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

第8章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれにともなう予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会の議決を経て定める。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更生)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等に関する書類は、毎事業年度終了後、すみやかに、理事長が作成し、監事の監査をうけ、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由に因って解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に拘る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消

2 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の3分の2以上の議決による。

3 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに有する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、理事会において理事の過半数をも

って決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公告)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 植松侑子

副理事長 藤原顕太

理事 蓮池奈緒子

理事 綿江歩美 (中川歩美)

理事 田中康子 (荻原康子)

理事 片山泰輔

理事 川合貴之

理事 郡山幹生

理事 弓倉京平

理事 綿江彰禪

監事 曾田修司

3 その任期は、第14条第1項の規定に拘らず、設立日から平成29年5月31日までとする。

4 この法人の設立年度の事業計画および予算は、第45条の規定にかかわらず、法人設立総会において決定する。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定に拘らず、設立日から平成28年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 (個人) 5,000 円 賛助会員 (個人・団体) 10,000 円

(2) 年会費 正会員 (個人) 15,000 円 準会員 (個人) 10,000 円

賛助会員 (個人) 1 口 10,000 円 (団体) 20,000 円 (1 口以上)